

男女共同参画会議 第10回重点方針専門調査会	資料 7
平成29年 9 月14日	

「女性活躍加速のための重点方針 2017」

I あらゆる分野における女性の活躍

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

a) ESG投資など資本市場等における女性活躍情報の「見える化」

(内閣府説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 68
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(4)	(4) 女性活躍情報の「見える化」の徹底等
細項目	④	④ESG投資など資本市場等における女性活躍情報の「見える化」 ESG(環境・社会・ガバナンス)要素 が中長期的な企業価値の向上に影響を及ぼし得るとの指摘があることを踏まえ、女性の活躍を始めとするダイバーシティなども評価するESG投資のうち、特に「ガバナンス(G)」や「社会(S)」の分野において、女性の活躍が、企業の環境変化への対応力を高め、企業経営や企業価値にプラスの影響を与えられられていることから、機関投資家等を対象に、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス情報を活用したESG投資への取組状況等を調査するとともに、調査結果を分かりやすく「見える化」することで、企業における女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を促進する。さらに、ESG投資に積極的な海外投資家などが女性活躍企業を評価しやすくなるよう、「女性役員情報サイト」の二か国語化などの「見える化」を推進する。
該当施策名 (事業名)	資本市場における女性活躍情報の活用状況「見える化」事業	
該当施策の背景・目的	日本版スチュワードシップ・コードの改訂(平成29年5月)において、機関投資家が把握すべき投資先企業の情報の事例としてESG要素が明記されるなど、資本市場において「女性」を含むESG要素が広がりを見せている。 こうしたESG投資の広がりも踏まえ、「女性活躍加速のための重点方針2017」においては、今後、女性活躍の流れを加速し、各界各層での自律的な取組を推進するためのステップとして、各界各層における女性活躍情報の「見える化」の徹底と、資本市場においてもその活用を促進させることが重要であるとされている。 当事業により資本市場における女性活躍情報の活用状況を「見える化」することで、投資対象となる上場企業の女性活躍・WLB取組を促進する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 11,656 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	機関投資家を対象に女性活躍・WLBに関するESG投資状況についてアンケート調査を行い、調査結果を比較可能な形でHP等に掲載する等の「見える化」を行う。 また、優良・先進事例等については個別にヒアリングを行い、「見える化」により機関投資家と投資先企業に情報を横展開する。 なお、調査は資本市場の動向等に詳しい有識者(投資家・企業経営者・指数ベンダー等)も含めて構成される検討会の意見をもとに進める。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	9		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	47		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	2-4	経済分野
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	内閣府		
	男女共同参画局推進課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

ESG投資など資本市場における女性活躍情報の活用促進

○「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月6日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

ESG（社会・環境・ガバナンス）要素が中長期的な企業価値の向上に影響を及ぼし得るとの指摘があることを踏まえ、女性の活躍の始めとするダイバーシティなども評価するESG投資のうち、特に「ガバナンス（G）や「社会（S）」の分野において、女性の活躍が、企業の環境変化への対応力を高め、企業経営や企業価値にプラスの影響を与えたと考えられていることから、機関投資家等を対象に、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス情報を活用したESG投資への取組状況等を調査するとともに、調査結果を分かりやすく「見える化」することで、企業における女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組を促進する。さらに、ESG投資に積極的な海外投資家などが、女性活躍企業を評価しやすくなるよう、「女性役員情報サイト」の二か国語化などの「見える化」を推進する。

最近の動向

- 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、「スチュワードシップ責任を果たす一環として、ESGへの取組を強めることとして」、国連責任投資原則（UNPRI）に署名^{※1}。<H27.9>
- スチュワードシップ・コードの改訂において、ESG要素のうち、投資先企業の状況を踏まえ重要と考えられるものは、事業におけるリスク・収益機会の両面で、中長期的な企業価値に影響を及ぼすのではないかとした指摘を踏まえ、関連する事項についても、盛り込まれた。<H29.5> →詳細次ページ
- GPIFがESG指数の選定を公表^{※2}し、運用を開始（国内株全体の3%程度にあたる1兆円の規模）。併せて、将来的には国内株式を対象としたESG投資の更なる拡大を検討である旨、表明。<H29.7>

※1 UNPRIが公表された当初、署名機関数は世界全体で68機関だったが、平成28年12月時点では1,446機関に増加。

※2 「FTSE Blossom Japan index」「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」「MSCI日本株女性活躍指数」の3指数。

「MSCI日本株女性活躍指数」では、「女性の活躍推進企業データベース」（厚生労働省）を活用し指数に組み込む銘柄をスコア化している。

H30年度概算要求中

◆ 機関投資家を対象とした女性活躍・WLBに関するESG投資の状況調査・「見える化」

— スチュワードシップ・コードを受け入れている機関投資家等を対象に、女性活躍・WLBに関するESG投資状況を調査するとともに、調査結果を分かりやすく「見える化」することで、企業における女性活躍・WLBの取組を促進

◆ 女性役員情報の「見える化」の推進

— ESG投資に積極的な海外投資家などが女性活躍企業を評価しやすくなるよう、「女性役員情報サイト」の二か国語化など「見える化」を推進

今後の取組

(参考) ESG投資など資本市場における女性活躍情報の活用促進

- 平成28年11月、金融庁・東京証券取引所に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書（「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」）において、スチュワードシップ・コードの改訂が提言された。意見書を受け、金融庁において、平成29年1月から「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催し、コード改訂に向けた議論を重ね、改訂版のスチュワードシップ・コード案を取りまとめた。
- ESG（環境・社会・ガバナンス）要素のうち、投資先企業の状況を踏まえ重要と考えられるものは、これまでの「リスク」だけでなく、「リスク・収益機会」の両面で、中長期的な企業価値に影響を及ぼすのではないかとといった指摘を踏まえ、関連する事項についても、今回の改訂に当たって盛り込まれた。

「責任ある投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

スチュワードシップ・コード改訂に当たって

平成 29 年 5 月 29 日

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

5. さらに、検討の過程では、意見書にある論点以外にも、以下のような指摘がなされた。

- ・ 現在のコードにおいても、議決権行使助言会社に、利益相反管理等の各原則が当てはまる旨は示されているが、議決権行使助言会社自身が、十分な経営資源を投入した上でサービスを提供することが重要であり、また、自らの取組みについて公表を求めることが考えられるのではないかと。
- ・ 複数の機関投資家が協働して企業と対話を行うこと（集团的エンゲージメント）について、企業との間で対話を行う際の選択肢として考えられることを、コードにも盛り込むべきではないかと。他方で、集团的エンゲージメントを行う際には、対話が形式的にならないよう、十分留意する必要があるのではないかと。

・ ESG（環境・社会・ガバナンス）要素のうち、投資先企業の状況を踏まえ重要と考えられるものは、事業におけるリスク・収益機会の両面で、中長期的な企業価値に影響を及ぼすのではないかと。

こうした指摘を踏まえ、関連する事項についても、今回の改訂に当たって盛り込んだところである。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

- 3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。
- 3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていくかについて適切に確認すべきである。
- 3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するリスク⁷を含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができよう努めるべきである。

⁷ ガバナンスと共に ESG 要素と呼ばれる。